

天草広域連合新ごみ処理施設
整備・運営事業

不燃残渣等処分業務委託契約書（案）

【令和4年12月変更】

令和5年●月

天草広域連合

天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業

不燃残渣等処分業務委託契約書

- 1 事業名 天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業
- 2 工事場所 熊本県天草市楠浦町地内
- 3 契約期間 不燃残渣等処分業務委託契約の本契約成立日～令和29年3月31日
- 4 契約金額 金〇〇円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の金額〇〇円)

天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）における、資源化不可能な最終生成物等を埋立処分する業務（不燃残渣等処分業務）に関して、天草広域連合（以下「広域連合」という。）と〔運営事業者名〕（以下「運営事業者」という。）、〔不燃残渣等処分企業名〕（以下「不燃残渣等処分企業」といい、運営事業者と不燃残渣等処分企業を総称して、又は個別に「運営事業者等」という。）その他の者との間で締結した令和〇年〇月〇日付け天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 基本契約書（以下「基本契約」という。）第9条第4項の規定に従い、広域連合と運営事業者等は、各々対等な立場における合意に基づいて、天草広域連合契約規則（平成11年規則第15号）及び添付の契約条項によって、本事業の事業契約の一部として公正な不燃残渣等処分業務委託契約（以下「本三者契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本三者契約は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて（通知）」（平成28年3月30日付環境省対発第16033010号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）に記されている市町村、SPC及び処理業者間の三者契約として締結するものであり、本三者契約が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）上の再委託に該当しないことをここに確認する。

なお、本三者契約は仮契約であって、本事業に係る建設工事請負契約の締結について天草広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成11年条例第21号）の規定による天草広域連合議会の議決を取得した日に本契約として成立することを確認する。建設工事請負契約の締結について天草広域連合議会の議決を得られなかったときは、この仮契約は無効とし、広域連合は運営事業者等に対して一切の責任を負わないものとする。

この契約の締結を証するため、本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

広域連合	天草市本渡町広瀬 1 6 8 7 番地 2
	天草広域連合代表者
	広域連合長 馬場 昭治

運営事業者	[住 所]
	[名 称]
	[代表者]

不燃残渣等処分企業	[住 所]
	[名 称]
	[代表者]

目 次

第1章 総則	1
第1条 (総則)	1
第2条 (契約期間)	2
第3条 (関連法令の遵守)	2
第4条 (再委託の禁止)	2
第5条 (履行報告)	2
第6条 (監督員)	3
第7条 (運営事業者等に対する措置請求)	3
第2章 不燃残渣等処分業務.....	3
第1節 総則	3
第8条 (不燃残渣等処分業務)	4
第9条 (善管注意義務)	4
第10条 (許認可の取得)	4
第11条 (指示監督等)	4
第12条 (人員及び設備等の確保及び運営体制等)	4
第13条 (臨機の措置)	5
第2節 モニタリング等.....	5
第14条 (広域連合のモニタリング)	5
第15条 (業務改善についての措置)	5
第3章 不燃残渣等処分業務委託費の支払.....	6
第16条 (不燃残渣等処分業務委託費の支払)	6
第17条 (不燃残渣等処分業務委託費の改定)	6
第18条 (不燃残渣等処分業務委託費の減額又は留保)	6
第4章 危険の負担等.....	6
第19条 (第三者の損害)	6
第20条 (保険)	6
第5章 法令変更、不可抗力及び損害賠償.....	6
第21条 (法令変更にかかる通知等)	6
第22条 (法令変更の場合の協議及び追加的な費用の負担等)	7
第23条 (不可抗力にかかる通知等)	7
第24条 (不可抗力発生の場合の協議及び追加的な費用の負担等)	8
第25条 (損害賠償等)	8
第6章 契約期間の終了.....	8
第26条 (契約期間終了時の引継ぎ)	8
第27条 (広域連合の任意解除権)	9
第28条 (広域連合の催告による解除権)	9
第29条 (広域連合の催告によらない解除権)	9
第30条 (不正行為に伴う解除権)	10

第31条（広域連合の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	10
第32条（不燃残渣等処分企業の催告による解除権）	11
第33条（不燃残渣等処分企業の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限） ..	11
第34条（法令変更又は不可抗力による解除）	11
第35条（解除に伴う措置）	11
第36条（広域連合の損害賠償請求等）	12
第37条（広域連合の違約金請求等）	12
第38条（不正行為に伴う損害の賠償）	13
第39条（不燃残渣等処分企業の損害賠償請求等）	13
第7章 知的財産権	13
第40条（特許権等）	14
第41条（著作権の侵害防止）	14
第42条（著作権の譲渡等）	14
第8章 雑則	15
第43条（遅延利息）	15
第44条（相殺）	15
第45条（秘密保持義務）	15
第46条（個人情報に関する事項）	16
第47条（権利の譲渡等）	17
第48条（紛争の解決）	17
第49条（本三者契約に定めのない事項）	17
別紙1	19
別紙2	22
別紙3	23
別紙4	24
別紙5	25

第1章 総則

(総則)

第1条 広域連合、運営事業者及び不燃残渣等処分企業は、本事業に関して、本三者契約に基づき、第3項に規定する書類及び図面に従い、日本国の法令を遵守し、本三者契約を履行しなければならない。

2 本三者契約において用いる用語の定義は、本三者契約の各条項で特別に定める場合を除き、別紙1に定めるとおりとする。なお、本三者契約で定義されていない用語で、入札説明書又は要求水準書で使用されている用語は、本三者契約においても入札説明書又は要求水準書における意味と同様の意味を有するものとする。

3 本三者契約を構成する書類及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし（以下、次の各号のうち本三者契約以外を「要求水準書等」という。）、基本契約、運營業務委託契約及び次の各号に掲げる書類の間に矛盾又は齟齬がある場合の優先順位は、基本契約、運營業務委託契約、その後に次の各号に列挙された順序に従うものとする。ただし、事業提案書の記載内容のうち、要求水準書の定める基準、水準等を超える部分は、事業提案書が要求水準書に優先するものとする。

- (1) 本三者契約
- (2) 入札説明書等に係る質問回答書
- (3) 要求水準書
- (4) 入札説明書
- (5) 事業提案書

4 不燃残渣等処分企業は、広域連合から不燃残渣等処分業務を直接受託して、本三者契約記載の契約期間内に行うものとする。

5 不燃残渣等処分企業は、本三者契約又は要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、不燃残渣等処分業務を完了するために必要な一切の手段をその責任により定めるものとする。

6 本三者契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、確認及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、広域連合及び運営事業者等は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、広域連合及び運営事業者等は、すでに行った指示等を書面に記載し7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

7 本三者契約の履行に関して広域連合と運営事業者等の間で用いる言語は、日本語とする。

8 本三者契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

9 本三者契約の履行に関して広域連合と運営事業者等の間で用いる計量単位は、要求水準書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

10 本三者契約及び要求水準書等における期間の定めについては、本三者契約又は要求水準書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法

(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

- 1 1 本三者契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 1 2 本三者契約に係る訴訟については、広域連合の事務所の所在地を管轄区域とする裁判所をもって合意による第1審の専属的管轄裁判所とする。
- 1 3 広域連合及び運営事業者は、不燃残渣等処分企業が行う不燃残渣等処分業務の遂行に関し、不燃残渣等処分企業の求めに応じて必要な協力を行うものとする。
- 1 4 不燃残渣等処分企業は、運営事業者が基本契約及び運営業務委託契約に基づき行う業務の遂行に関し、広域連合及び運営事業者の求めに応じて必要な協力を行うものとする。
- 1 5 広域連合、運営事業者及び不燃残渣等処分企業は、三者の合意により業務遂行に係る事項を定めることができる。
- 1 6 本三者契約に定める運営事業者の業務は、運営業務委託契約に基づく運営事業者の運営・維持管理業務の一環として扱うものとする。また、運営事業者は、不燃残渣等処分企業と広域連合の間の事務手続及び取次の業務にあたり、運営業務委託契約及び要求水準書に記載のない詳細な業務内容について、本三者契約に基づきこれを行うものとする。

(契約期間)

第2条 本三者契約の契約期間は、本三者契約の締結日（本契約としての成立日をいう。

以下同じ。）から令和29年3月31日までとする。

- 2 契約期間のうち、令和9年7月1日から令和29年3月31日までの期間を、不燃残渣等処分業務を行う業務期間とする。

(関連法令の遵守)

第3条 運営事業者等は、不燃残渣等処分業務及び本三者契約に基づく運営・維持管理業務の実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を含む関連法令等を遵守しなければならない。運営事業者等が関係法令又は関係規制等を遵守しなかったことは、運営事業者等による本三者契約の債務不履行を構成するものとする。

(再委託の禁止)

第4条 不燃残渣等処分企業は、不燃残渣等処分業務の全部または一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(履行報告)

第5条 運営事業者等は、要求水準書等に定めるところに従い、本三者契約の履行について、広域連合に報告しなければならない。

- 2 広域連合は、前項に定めるほか、必要と認めるときは、運営事業者等に対して本三者契約の履行について報告、記録、資料提供等を求めることができ、運営事業者等は

これに速やかに対応しなければならない。

(監督員)

第6条 広域連合は、監督員を置いたときは、その氏名を運営事業者等に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、本三者契約の他の条項に定めるもの及び本三者契約に基づく広域連合の権限とされる事項のうち広域連合が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) 広域連合の意図する内容の業務を実施させるための運営事業者等又は総括責任者（運營業務委託契約第10条に基づく総括責任者をいう。以下本条で同じ。）に対する業務に関する指示
- (2) 本三者契約及び要求水準書等の記載内容に関する運営事業者等の確認の申出又は質問に対する確認、承諾又は回答
- (3) 本三者契約の履行に関する運営事業者等又は総括責任者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、要求水準書等の記載内容と履行内容との照合その他本三者契約の履行状況の調査

3 広域連合は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に本三者契約に基づく広域連合の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、運営事業者等に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 本三者契約に定める書面の提出は、要求水準書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって広域連合に到達したものとみなす。

(運営事業者等に対する措置請求)

第7条 広域連合は、不燃残渣等処分企業の使用人等がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、不燃残渣等処分企業に対して、また運営事業者の使用人等がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、運営事業者に対して、その理由を明示して、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

2 運営事業者等は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に広域連合に通知しなければならない。

第2章 不燃残渣等処分業務

第1節 総則

(不燃残渣等処分業務)

第8条 不燃残渣等処分企業は、契約期間において、不燃残渣等処分業務を実施する。

- 2 不燃残渣等処分業務の施設その他の事項は、別紙2のとおりとする。
- 3 不燃残渣等処分企業は、業務期間中、本三者契約、要求水準書等に従い、適切に不燃残渣等処分業務を行わなければならない。
- 4 不燃残渣等処分企業は、天草広域連合新ごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査書及び関係市町が毎年度定める一般廃棄物処理実施計画を遵守して、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害発生を防止するとともに、二次公害を発生させないように適正に不燃残渣等処分業務を行わなければならない。

(善管注意義務)

第9条 不燃残渣等処分企業は、善良なる管理者の注意義務をもって、本三者契約及び要求水準書等に従い、不燃残渣等処分業務を実施しなければならない。

(許認可の取得)

第10条 不燃残渣等処分企業は、業務期間において、不燃残渣等処分業務の実施その他本三者契約の締結及び履行のために必要とされる全ての許認可を取得し、これを維持し、また必要な届出等を行わなければならない。ただし、許認可及び届出が広域連合又は運営事業者の単独申請にかかるものについては、この限りではない。

- 2 不燃残渣等処分企業は、本三者契約締結時に、広域連合及び運営事業者に対し、次の各号に掲げる書類を提出する。また、その後に変更されたときは、不燃残渣等処分企業は、変更後速やかに広域連合及び運営事業者はその旨を通知するとともに、変更後の書類を提出する。
 - (1) 一般廃棄物の埋立処分に関する許可証等（指定証その他）の写し
 - (2) 施設の概要を記載した書類
 - (3) 施設管理担当者氏名及び連絡先を記載した書類
 - (4) その他広域連合が不燃残渣等処分企業に対し提出を求めるもの
- 3 広域連合及び運営事業者等は、不燃残渣等処分業務に関する施設の許可内容及び計画処理量が別紙2のとおりであることを確認する。不燃残渣等処分企業は、別紙2の記載内容に変更があった場合は、速やかにその旨を広域連合及び運営事業者に通知する。

(指示監督等)

第11条 広域連合は、本三者契約の履行について必要があるときは、不燃残渣等処分企業に対し、指示監督することができる。

(人員及び設備等の確保及び運営体制等)

第12条 不燃残渣等処分企業は、不燃残渣等処分業務の実施のために法律上必要とされる施設、設備及び車両並びに有資格者その他不燃残渣等処分業務を実施するために必要な人員を自らの責任及び費用で確保し、不燃残渣等処分業務の開始から本三者契約の終了まで、これを維持しなければならない。

(臨機の措置)

- 第13条 不燃残渣等処分企業は、事故、災害防止等のため必要があると認めるときは、要求水準書等に従い、緊急時の対応を行い、臨機の措置をとらなければならない。
- 2 前項の場合、不燃残渣等処分企業は、そのとった措置の内容を広域連合に直ちに通知する。
- 3 広域連合は、事故、災害防止その他本施設の運転を行う上で特に必要があると認めるときは、不燃残渣等処分企業に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 不燃残渣等処分企業が第1項又は前項の規定に基づき臨機の措置をとった場合において、広域連合は、当該措置に要した費用のうち不燃残渣等処分企業が第16条に定める不燃残渣等処分業務委託費の範囲において負担することが適当と認められない部分を負担するものとする。

第2節 モニタリング等

(広域連合のモニタリング)

- 第14条 広域連合は、不燃残渣等処分企業による本三者契約の履行状況を確認するため、別紙5に従いモニタリングを行う。
- 2 前項のモニタリングのほか、広域連合は、必要があると認めるときは自己の負担により、不燃残渣等処分業務の実施状況についての調査等（以下本条において総称して「調査等」という。）を行い、また不燃残渣等処分企業にその報告等を求め、本施設、不燃残渣等処分企業の事務所その他不燃残渣等処分業務の実施場所に立ち入ることができる。この場合、広域連合は、抜き打ちによる調査等の場合を除き、不燃残渣等処分企業の通常の営業時間内に、不燃残渣等処分企業に対する事前の通知を行った上で本施設及び不燃残渣等処分企業の事務所その他不燃残渣等処分業務の実施場所へ立ち入り、自らの費用で調査等を行うことができるものとするほか、広域連合は、当該調査等を、法的資格を有する第三者機関に委託することができるものとする。なお、広域連合は、不燃残渣等処分企業の行う不燃残渣等処分業務の実施に重大な影響を与えないよう配慮して、調査等を行わなければならない。
- 3 不燃残渣等処分企業は、前2項の広域連合のモニタリング及び調査等に協力し、広域連合が資料等の提出を求めた場合は速やかに提出するものとする。

(業務改善についての措置)

- 第15条 前条によるモニタリングの結果、不燃残渣等処分企業による不燃残渣等処分業務の遂行が要求水準等を満たしていない場合は、別紙5に従い、広域連合は不燃残渣等処分企業に対して是正勧告等の措置を講じ、不燃残渣等処分企業は改善対策等の是正の措置を講じなければならない。

第3章 不燃残渣等処分業務委託費の支払

(不燃残渣等処分業務委託費の支払)

第16条 広域連合は、不燃残渣等処分企業に対して、不燃残渣等処分業務に係る対価（以下「不燃残渣等処分業務委託費」という。）を支払う。

2 不燃残渣等処分業務委託費の算定方法及び支払方法については別紙3に記載のとおりとする。

(不燃残渣等処分業務委託費の改定)

第17条 広域連合と不燃残渣等処分企業は、別紙3に基づき、処分量変動及び物価変動に応じて、不燃残渣等処分業務委託費の改定を行うものとする。

(不燃残渣等処分業務委託費の減額又は留保)

第18条 不燃残渣等処分業務委託費は、受注者が行う運営・維持管理業務に要求水準書等及び各種計画書等の未達成その他本三者契約の不履行があった場合、別紙5に定める減額又は留保に従うものとする。

第4章 危険の負担等

(第三者の損害)

第19条 不燃残渣等処分企業は、その故意又は過失若しくは法令等の不遵守によって、広域連合又は第三者に人的あるいは物的損害を生じさせたときは、これを全て賠償しなければならない。

(保険)

第20条 不燃残渣等処分企業は、契約期間中、事前にその内容を広域連合に通知し、その承諾を得て、別紙4に定める保険に継続して加入しなければならない。

2 不燃残渣等処分企業は、前項の保険契約締結後又は更新後速やかに当該保険証券の写しを広域連合に提出しなければならない。

3 不燃残渣等処分企業は、締結した保険契約の内容の全部又は一部を変更する場合には、事前にその内容を広域連合に通知し、その承諾を得なければならない。

第5章 法令変更、不可抗力及び損害賠償

(法令変更にかかる通知等)

第21条 不燃残渣等処分企業は、本三者契約の締結後に法令変更が行われたことにより、

次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその内容の詳細を記載した書面をもって広域連合に通知するものとする。

- (1) 本三者契約又は要求水準書等で提示された条件に従って、不燃残渣等処分業務を実施することができなくなったとき。
 - (2) 本三者契約の履行のために追加的な費用が必要であると判断したとき。
 - (3) 要求水準書等に記載された業務の一部が不要となり又はその他の理由により不燃残渣等処分企業の本三者契約の履行のための費用の減少が可能と判断されたとき。
- 2 広域連合及び不燃残渣等処分企業は、前項の通知がなされたとき以降において、本三者契約に基づく自己の義務が法令等に違反することとなったときは、履行期日における当該自己の義務が法令等に違反する限りにおいてその義務を免れるものとする。この場合において広域連合又は不燃残渣等処分企業は、相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。

(法令変更の場合の協議及び追加的な費用の負担等)

第22条 広域連合及び不燃残渣等処分企業は、広域連合が不燃残渣等処分企業から前条第1項の通知を受領したときは、法令変更に対応するため、本三者契約及び要求水準書等の変更並びに追加的な費用の負担等について必要なものにつき協議しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該法令等の公布の日から120日以内に広域連合及び不燃残渣等処分企業が合意に至らないときは、広域連合は当該法令変更に対する合理的な範囲の対応方法を不燃残渣等処分企業に対して通知し、不燃残渣等処分企業はこれに従い本三者契約の履行を継続するものとする。この場合において、不燃残渣等処分企業に生じる追加的な費用の負担は、次の各号の定めによるものとし、不燃残渣等処分企業の本三者契約の履行のための費用が減少するときは、当該減少分を不燃残渣等処分業務委託費から控除するものとする。

- (1) 本事業に直接影響を及ぼす法令変更に関するもの 広域連合
- (2) (1)に該当するもの以外の法令変更に関するもの 不燃残渣等処分企業

(不可抗力にかかる通知等)

第23条 不燃残渣等処分企業は、本三者契約の締結後の不可抗力に該当する事由の発生により、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその内容の詳細を記載した書面により広域連合に通知しなければならない。

- (1) 本三者契約又は要求水準書等で提示された条件に従って不燃残渣等処分業務を実施することができなくなったとき。
- (2) 本三者契約の履行のために追加的な費用が必要であると判断したとき。
- (3) 不可抗力により不燃残渣等処分企業に損害が発生したとき。

2 広域連合及び不燃残渣等処分企業は、本三者契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となったときは、履行期日における当該義務の履行を免れるものとする。この場合において、広域連合又は不燃残渣等処分企業は、相手方に発生する損害を最

小限にするように努めなければならない。

(不可抗力発生の場合の協議及び追加的な費用の負担等)

第24条 広域連合及び不燃残渣等処分企業は、広域連合が不燃残渣等処分企業から前条第1項の通知を受領したときは、当該不可抗力に対応するため、速やかに本三者契約及び要求水準書等の変更並びに追加的な費用及び不可抗力によって生じた損害の負担等について必要なものにつき協議しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該不可抗力が生じた日から60日以内に広域連合及び不燃残渣等処分企業が合意に至らないときは、広域連合は当該不可抗力に対する合理的な範囲の対応方法を不燃残渣等処分企業に対して通知し、不燃残渣等処分企業はこれに従い本三者契約の履行を継続するものとする。この場合において、不燃残渣等処分企業に生じた損害及び不燃残渣等処分企業に生じる追加的な費用の負担は、次の各号に定めるとおりとし、不燃残渣等処分企業の本三者契約の履行のための費用が減少するときは、当該減少分を不燃残渣等処分業務委託費から控除するものとする。

(1) 不可抗力による損害及び増加費用（別紙4に規定される保険の保険金でてん補されるものを除く。）のうち、当該不可抗力発生年度の支払うべき不燃残渣等処分業務委託費の1パーセントに相当する金額までは不燃残渣等処分企業が負担しこれを超えるものは広域連合が負担する。

(2) 不可抗力の発生に伴う臨機の措置にかかる増加費用は第13条による。

(損害賠償等)

第25条 不燃残渣等処分業務の実施に関連して、広域連合の責めに帰すべき事由により、不燃残渣等処分企業に損害が生じた場合、広域連合は不燃残渣等処分企業に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。

2 不燃残渣等処分企業は、本三者契約に従った業務を実施せず、又はその他本三者契約の定めるところに違反し、広域連合に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 第18条に定める不燃残渣等処分業務委託費の減額は前項に従った広域連合の不燃残渣等処分企業に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、また不燃残渣等処分業務委託費の減額を損害賠償の予定と解してはならない。

第6章 契約期間の終了

(契約期間終了時の引継ぎ)

第26条 不燃残渣等処分企業は、要求水準書に従い、広域連合及び広域連合が指定する第三者への不燃残渣等処分業務の引継ぎを行う。

(広域連合の任意解除権)

第27条 広域連合は、不燃残渣等処分業務が完了するまでの間は、次条から第30条までの規定によるほか、必要があるときは、本三者契約を解除することができる。

2 広域連合は、前項の規定により本三者契約を解除したことにより不燃残渣等処分企業に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(広域連合の催告による解除権)

第28条 広域連合は、不燃残渣等処分企業が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本三者契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本三者契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても不燃残渣等処分業務に着手しないとき。
- (2) 不燃残渣等処分業務を実施する上で必要な法令等の定めによる資格、許認可若しくは登録等を取り消され、又は関係する官公庁から営業の停止を命ぜられたとき。
- (3) 財務状況の著しい悪化その他の理由により不燃残渣等処分業務を継続的に履行することが困難と合理的に認められるとき。
- (4) 別紙5に規定する解除に該当する場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、本三者契約に違反したとき。

(広域連合の催告によらない解除権)

第29条 広域連合は、不燃残渣等処分企業が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本三者契約を解除することができる。

- (1) 第47条第1項の規定に違反して本三者契約に基づく権利又は義務について譲渡その他の処分をしたとき。
- (2) 不燃残渣等処分業務を実施することができないことが明らかであるとき。
- (3) 不燃残渣等処分企業が不燃残渣等処分業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 不燃残渣等処分企業の債務の一部の履行が不能である場合又は不燃残渣等処分企業がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、不燃残渣等処分企業が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、不燃残渣等処分企業がその債務の履行をせず、広域連合が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第32条の規定によらないで本三者契約の解除を申し出たとき。
- (8) 基本契約第9条第6項又は第7項の規定に従って基本契約が解除されたとき。
- (9) 運營業務委託契約が解除されたとき。

(10) 不燃残渣等処分企業が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（不燃残渣等処分企業が個人である場合にはその者を、不燃残渣等処分企業が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下のこの号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下本号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約又は下請契約その他本事業に関連する契約の締結にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 不燃残渣等処分企業が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は下請契約その他本事業に関連する契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、広域連合が不燃残渣等処分企業に対して当該契約の解除を求め、不燃残渣等処分企業がこれに従わなかったとき。

（不正行為に伴う解除権）

第30条 広域連合は、本三者契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本三者契約を解除することができる、

(1) 公正取引委員会が、不燃残渣等処分企業に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、不燃残渣等処分企業に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき

(3) 不燃残渣等処分企業（これらが法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

（広域連合の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第31条 第28条及び第29条各号に定める場合が広域連合の責めに帰すべき事由によるものであるときは、広域連合は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(不燃残渣等処分企業の催告による解除権)

第32条 不燃残渣等処分企業は、広域連合が本三者契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本三者契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本三者契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(不燃残渣等処分企業の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第33条 前条に定める場合が不燃残渣等処分企業の責めに帰すべき事由によるものであるときは、不燃残渣等処分企業は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(法令変更又は不可抗力による解除)

第34条 広域連合は、法令変更又は不可抗力により、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、本三者契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 不燃残渣等処分企業による不燃残渣等処分業務の継続が不能又は著しく困難であると判断したとき。
 - (2) 不燃残渣等処分企業が不燃残渣等処分業務を継続するために、広域連合が過分の費用を負担するとき。
 - (3) 第22条第1項若しくは第24条第1項に規定する協議が各第2項に規定する期間内に整わないとき又は当該事由による広域連合の損害、損失若しくは増加費用の負担が過大になると判断したとき。
- 2 前項に規定する解除により不燃残渣等処分企業に発生した損害又は費用の負担については、第22条第2項又は第24条第2項の規定に従うものとする。

(解除に伴う措置)

第35条 広域連合は、本三者契約が不燃残渣等処分業務の完了前に解除された場合においては、既済部分を検査の上、相応する委託費を、不燃残渣等処分業務委託費として不燃残渣等処分企業に支払わなければならない。

- 2 不燃残渣等処分企業は、本三者契約が不燃残渣等処分業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を広域連合に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が不燃残渣等処分企業の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 不燃残渣等処分企業は、本三者契約が不燃残渣等処分業務の完了前に解除された場合において、本施設敷地内に不燃残渣等処分企業が所有し、又は管理する不燃残渣等処分業務に係る材料、機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件を撤去するとともに、本施設等を修復し、取り片付けて、広域連合に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、不燃残渣等処分企業が正当な理由なく、相当の期間内に当該

物件を撤去せず、又は本施設等の修復若しくは取片付けを行わないときは、広域連合は、不燃残渣等処分企業に代わって当該物件を処分し、本施設等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、不燃残渣等処分企業は、広域連合の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、広域連合の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第2項前段に規定する不燃残渣等処分企業のとるべき措置の期限、方法等については、本三者契約の解除が第27条から第29条まで又は第37条第1項第3号の規定によるときは広域連合が定め、第32条の規定によるときは、不燃残渣等処分企業が広域連合の意見を聴いて定めるものとし、第2項後段及び第3項に規定する不燃残渣等処分企業のとるべき措置の期限、方法等については、広域連合が不燃残渣等処分企業の意見を聴いて定めるものとする。
- 6 不燃残渣等処分業務の完了後に本三者契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については広域連合及び不燃残渣等処分企業が民法の規定に従って協議して決める。

(広域連合の損害賠償請求等)

第36条 広域連合は、不燃残渣等処分企業が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期限内に不燃残渣等処分業務を完了することができないとき。
- (2) 成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第28条から第30条までの規定により、不燃残渣等処分業務の完了後に本三者契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項各号に定める場合が本三者契約及び取引上の社会通念に照らして不燃残渣等処分企業の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。

3 第1項第1号に該当し、広域連合が損害の賠償を請求する場合の請求額は、未払不燃残渣等処分業務委託費の額につき、遅延日数に応じ、本三者契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣の決定する率」という。）で計算した額とする。

(広域連合の違約金請求等)

第37条 次の各号のいずれかに該当するときは、不燃残渣等処分企業は、解除の日が属する事業年度の不燃残渣等処分業務委託費の額の10分の1に相当する金額を違約金として広域連合の指定する期間内に広域連合に支払わなければならない。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、本三者契約の解除により広域連合が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について広域連合が不燃残渣等処分企業に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものと

する。

- (1) 第28条から第30条までの規定により不燃残渣等処分業務の完了前に本三者契約が解除されたとき。
- (2) 不燃残渣等処分業務の完了前に、不燃残渣等処分企業がその債務の履行を拒否し、又は不燃残渣等処分企業の責めに帰すべき事由によって不燃残渣等処分企業の債務について履行不能となったとき。
- (3) 次に掲げる者が本三者契約を解除したとき。

イ 不燃残渣等処分企業について破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項の規定により破産手続開始の決定がされた場合における同法第31条第1項の規定により選任された破産管財人

ロ 不燃残渣等処分企業について会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定により更生手続開始の決定がされた場合における同法第42条第1項の規定により選任された管財人

ハ 不燃残渣等処分企業について民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定により再生手続開始の決定がされた場合における当該不燃残渣等処分企業又は同法第64条第2項の規定により選任された管財人

- 2 前項第1号及び第2号に定める場合が本三者契約及び取引上の社会通念に照らして不燃残渣等処分企業の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。

（不正行為に伴う損害の賠償）

第38条 不燃残渣等処分企業は、本三者契約に関して、第30条各号のいずれかに該当するときは、不燃残渣等処分業務委託費の額の10分の2に相当する金額を賠償金として広域連合の指定する期間内に広域連合に支払わなければならない。ただし、同条第3号のうち、不燃残渣等処分企業に対する刑法第198条の規定による刑が確定した場合については、この限りでない。

（不燃残渣等処分企業の損害賠償請求等）

第39条 不燃残渣等処分企業は、広域連合が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本三者契約及び取引上の社会通念に照らして広域連合の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第32条の規定により本三者契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

第7章 知的財産権

(特許権等)

第40条 不燃残渣等処分企業は、不燃残渣等処分企業が不燃残渣等処分業務を実施するために必要な特許権等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権又は使用権（広域連合から許諾されるものを除く。）を、自らの責任で取得するものとする。ただし、広域連合が当該実施権等の使用を指定し、かつ不燃残渣等処分企業が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、広域連合は、不燃残渣等処分企業がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

2 不燃残渣等処分企業は、不燃残渣等処分業務委託費が、前項の特許権等の実施権又は使用権の取得の対価並びに第3項の規定に基づく成果物の広域連合による使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。広域連合は、広域連合が不燃残渣等処分企業に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を不燃残渣等処分企業に請求しない。

3 広域連合は、成果物（ただし、不燃残渣等処分企業が提出したものに限る。以下同じ。）について、それらが著作物に該当するか否かにかかわらず、本施設の所有・運営・維持管理・広報等に必要な範囲において、広域連合の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本三者契約の終了後も存続するものとする。

(著作権の侵害防止)

第41条 不燃残渣等処分企業は、成果物が第三者の有する著作権を侵害するものでないことを広域連合に対して保証する。

2 不燃残渣等処分企業は、成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、不燃残渣等処分企業がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(著作権の譲渡等)

第42条 不燃残渣等処分企業は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る不燃残渣等処分企業の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に広域連合に無償で譲渡するものとする。

2 広域連合は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を不燃残渣等処分企業の承諾なく自由に公表することができる。

3 広域連合は、成果物が著作物に該当する場合には、不燃残渣等処分企業が承諾したときに限り、既に不燃残渣等処分企業が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 不燃残渣等処分企業は、成果物が著作物に該当する場合において、広域連合が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、広域連合は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内

容を不燃残渣等処分企業の承諾なく自由に改変することができる。

- 5 不燃残渣等処分企業は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、広域連合が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第45条第1項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 広域連合は、不燃残渣等処分企業が成果品の作成にあたって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、不燃残渣等処分企業が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

第8章 雑則

（遅延利息）

- 第43条 不燃残渣等処分企業が、広域連合に対する本三者契約に基づく賠償金、損害金又は違約金その他の債務を、広域連合の指定する期間内に支払わないときは、遅延損害金を支払う。
- 2 前項の遅延損害金は、広域連合の指定する期間を経過した日から支払の日までの期間について、その日数に応じ、財務大臣の決定する率で計算した額とする。

（相殺）

- 第44条 広域連合は、不燃残渣等処分企業に対して有する金銭債権があるときは、不燃残渣等処分企業が広域連合に対して有する不燃残渣等処分業務委託費請求権その他の債権と相殺することができる。
- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、不燃残渣等処分企業は、広域連合の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。
- 3 第1項の場合において、広域連合は、相殺の充当の順序を指定することができる。

（秘密保持義務）

- 第45条 広域連合及び運営事業者等は、本三者契約に関連して受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、責任をもって管理し、本三者契約の履行又は本事業の遂行以外の目的で使用してはならず、本三者契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に広域連合又は運営事業者等のいずれの責めに帰すことのできない事由により公知となった情報

- (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
 - (5) 広域連合及び運営事業者等が本三者契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により承諾した情報
- 3 第1項の規定にかかわらず、広域連合及び運営事業者等は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある機関等による犯罪捜査等へ支障を来す場合は、事前の通知を行うことを要しない。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 広域連合と不燃残渣等処分企業につき守秘義務契約を締結した広域連合のアドバイザー又は不燃残渣等処分企業の下請企業に開示する場合
 - (5) 広域連合が不燃残渣等処分業務を不燃残渣等処分企業以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示するとき又はかかる第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合
- 4 広域連合は、前三項の規定にかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他広域連合の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

(個人情報に関する事項)

- 第46条 運営事業者等は、本三者契約の履行に際して収集又は取得した個人情報については、次に掲げるところにより取り扱わなければならない。ただし、当該個人情報について、運営事業者等が本三者契約以外で収集又は取得した個人情報と重複している場合は、この限りでない。
- (1) 個人情報を不燃残渣等処分業務の目的以外に使用し、又は第三者へ提供しないこと。
 - (2) あらかじめ広域連合の書面による承諾を得た場合を除き、個人情報を複製し、又は複製を作成しないこと。
 - (3) 広域連合が指定する場所以外に個人情報を持ち出さないこと。ただし、不燃残渣等処分業務の実施に必要な場合は、広域連合の許可を得て個人情報を持ち出すことができる。
 - (4) 個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちにその旨を広域連合に報告すること。
 - (5) 本三者契約が終了したとき又は広域連合が請求したときは、個人情報を広域連合に引き渡すとともに、個人情報が記録されていた媒体等について、広域連合の指定する方法で廃棄等の処理を行うこと。ただし、運営事業者等が当該個人情報を正当に保有できることについて法令等に定めがある場合は、この限りでない。
 - (6) 不燃残渣等処分業務が完了した場合において関係資料の複製物又は複製物がある

ときは、当該複写物又は複製物を直ちに広域連合に引き渡すこと。ただし、引き渡すことが適当でないと認められる場合は、複写又は複製に係る情報を消去すること。

- (7) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、この条例の内容を不燃残渣等処分業務の従事者に周知させ、個人情報の保護が徹底されるように指導すること。

（権利の譲渡等）

第47条 運営事業者等は、本三者契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、広域連合の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 運営事業者等は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、書面により広域連合の承諾を得たときは、この限りでない。

（紛争の解決）

第48条 本三者契約の各条項において広域連合と運営事業者等とが協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに広域連合が定めたものに運営事業者等が不服がある場合その他契約に関して広域連合と運営事業者等との間に紛争を生じた場合には、広域連合及び運営事業者等は、協議の上、調停人1人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、広域連合と運営事業者等とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは広域連合と運営事業者等とで折半し、その他のものは広域連合と運営事業者等とがそれぞれ負担する。なお、運営事業者等は、協議中であること、協議が調わないこと、又は広域連合が定めたものに不服があることのみを理由として、本三者契約の履行を拒んではならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、総括責任者等の実施に関する紛争、若しくは運営事業者等の使用人又は運営事業者等から業務を委託され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第7条第2項の規定により運営事業者等が決定を行った後若しくは運営事業者等が決定を行わずに同条第2項の期間が経過した後でなければ、広域連合及び運営事業者等は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、広域連合又は運営事業者等は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の広域連合と運営事業者等との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（本三者契約に定めのない事項）

第49条 本三者契約に定めのない事項については、広域連合及び運営事業者等が別途協

議して定めることとする。

[以下余白]

用語の定義

本三者契約において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「構成市町」とは、広域連合を構成する 2 市 1 町（天草市、上天草市、苓北町）をいう。
- (2) 「本施設」とは、本事業において設計・建設され、運営される施設及び設備をいい、工場棟、資源物ストックヤード、計量棟、管理棟の他、構内道路、門扉、囲障、駐車場、植栽等で構成される関連施設一式をいう。
- (3) 「プラント」とは、本施設のうちごみ処理に必要なすべての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。
- (4) 「建築物等」とは、本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
- (5) 「構成員」とは、運営事業者への出資を行う〇〇（代表企業）、〇〇及び〇〇を総称して、又は個別にいう。
- (6) 「協力企業」とは、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・建設業務、運営・維持管理業務、最終生成物等運搬業務、焼却灰等資源化業務及び不燃残渣等処分業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している〇〇、〇〇及び〇〇を総称して、又は個別にいう。
- (7) 「代表企業」とは、〇〇をいう。
- (8) 「設計・建設業務」とは、本事業のうち、要求水準書に建設事業者の業務として規定される、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
- (9) 「運営・維持管理業務」とは、本事業のうち、要求水準書に運営事業者の業務として規定される、本施設の運営・維持管理に係る業務並びに最終生成物等運搬業務委託契約、焼却灰等資源化業務委託契約及び不燃残渣等処分業務委託契約に定める運営事業者の業務をいう。
- (10) 「最終生成物等」とは、本施設から排出される【[焼却方式の場合]焼却灰（主灰）、飛灰（処理後、未処理とも）、鉄、アルミ、不燃物等／[溶融方式の場合]スラグ、メタル、溶融飛灰（処理後、未処理とも）、鉄、アルミ、不燃物等】（【[焼却方式の場合]焼却／[溶融方式の場合]溶融】処理不適物並びにマテリアルリサイクル推進施設における破碎・選別処理後の有価物及び選別処理後の資源物は除く。）をいう。
- (11) 「最終生成物等運搬業務」とは、資源化可能な最終生成物等では有価物として売却できないもの又は資源化不可能な最終生成物等を、本施設外の資源化施設又は最終処分場まで運搬する業務をいう。
- (12) 「焼却灰等資源化業務」とは、資源化可能な最終生成物等（ただし、有価物として売却できないものをいう。）を焼却灰等資源化企業が自らの施設において資源化する業務をいう。

- (13) 「不燃残渣等処分業務」とは、資源化不可能な最終生成物等を、不燃残渣等処分企業が自らの施設（最終処分場）で埋立処分する業務をいう。
- (14) 「建設事業者」とは、本事業の設計・建設業務を遂行するために、構成員及び協力企業のうち本施設の設計・建設業務を担当する〇〇（代表企業・プラント設備の設計・建設）、〇〇（建築物等の設計）及び〇〇（建設物等の建設）が出資して組成する、特定建設工事共同企業体をいう。
- (15) 「最終生成物等運搬企業」とは、広域連合から委託を受けて最終生成物等運搬業務を行う〇〇、〇〇及び〇〇を総称して、又は個別にいう。
- (16) 「焼却灰等資源化企業」とは、広域連合から委託を受けて焼却灰等資源化業務を行う〇〇、〇〇及び〇〇を総称して、又は個別にいう。
- (17) 「不燃残渣等処分企業」とは、広域連合から委託を受け、不燃残渣等処分業務を行う〇〇、〇〇及び〇〇を総称して、又は個別にいう。
- (18) 「事業契約」とは、本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約、最終生成物等運搬業務委託契約、焼却灰等資源化業務委託契約及び不燃残渣等処分業務委託契約を総称して又は個別にいう。
- (19) 「基本契約」とは、落札者に本事業を一括で発注するために、広域連合と構成員、協力企業及び運営事業者とが締結する天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業基本契約書に基づく契約をいう。
- (20) 「建設工事請負契約」とは、設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、広域連合と建設事業者とが締結する、天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
- (21) 「運營業務委託契約」とは、運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、広域連合と運営事業者とが締結する、天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 運營業務委託契約書に基づく契約をいう。
- (22) 「最終生成物等運搬業務委託契約」とは、最終生成物等運搬業務の実施のために、基本契約に基づき、広域連合と運営事業者及び最終生成物等運搬企業とが締結する天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 最終生成物等運搬業務委託契約書に基づく契約をいう。
- (23) 「焼却灰等資源化業務委託契約」とは、焼却灰等資源化業務の実施のために、基本契約に基づき、広域連合と運営事業者及び焼却灰等資源化企業とが締結する天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 焼却灰等資源化業務委託契約書に基づく契約をいう。
- (24) 「不燃残渣等処分業務委託契約」とは、不燃残渣等処分業務の実施のために、基本契約に基づき、広域連合と運営事業者及び不燃残渣等処分企業とが締結する天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 不燃残渣等処分業務委託契約書に基づく契約をいう。
- (25) 「事業期間」とは、事業契約が本契約として成立した日から、運営・維持管理業務が終了する日までをいう。
- (26) 「入札説明書」とは、本事業の入札公告に際して、広域連合が令和●年●月●日に公表した天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書（その後の変

更を含む。)をいう。

- (27) 「要求水準書設計・建設業務編」とは、本事業の入札公告に際して、広域連合が令和●年●月●日に公表した、本事業における設計・建設業務に係る要求水準書及びその添付資料（いずれもその後の変更を含む。）をいう。
- (28) 「要求水準書運営・維持管理業務編」とは、本事業の入札公告に際して、広域連合が令和●年●月●日に公表した、本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書及びその添付資料（いずれもその後の変更を含む。）をいう。
- (29) 「要求水準書」とは、要求水準書設計・建設業務編及び要求水準書運営・維持管理業務編の総称をいう。
- (30) 「入札説明書等」とは、本事業の入札公告に際して、広域連合が令和●年●月●日に公表した入札説明書、要求水準書及び落札者決定基準書などの書類（契約書（案）を除き、いずれもその後の変更を含む。）並びにこれらの書類に係る質問に対する回答をいう。
- (31) 「事業提案書」とは、本事業の落札者として選定された〇〇グループが本事業の入札手続において提出した提案書一式（広域連合の質問に対する回答その他〇〇グループが運営業務委託契約締結までに提出した一切の書類）をいう。
- (32) 「成果物」とは、本三者契約の履行に関し本三者契約の規定により又はその他広域連合の要求・要請に基づき運営事業者等が作成して広域連合に提出した書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (33) 「設計図書」とは、広域連合が運営事業者に貸与する本施設の完成図書をいう。
- (34) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（要求水準書等において基準が定められている場合にあっては、当該基準を超えるものに限る。）のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、広域連合及び運営事業者等のいずれの責めにも帰することができないものをいう。
- (35) 「法令変更」とは、法律、政令、規則又は条例その他これに類するものの変更をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達、ガイドライン又は公的な解釈等の変更及び税制変更を含む。
- (36) 「要求性能」とは、要求水準書及び事業提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能をいう。

別紙 2

不燃残渣等処分業務の内容

※具体的な内容は事業提案書による。

1. 処分施設の概要

	〔対象物〕	〔対象物〕	〔対象物〕	〔対象物〕	〔対象物〕
処分対象物					
処分施設名					
施設住所					
処分の種類					

2 計画処分量

年度	計画処分量 (t/年)				
	〔対象物〕	〔対象物〕	〔対象物〕	〔対象物〕	〔対象物〕
令和9年度					
令和10年度					
令和11年度					
令和12年度					
令和13年度					
令和14年度					
令和15年度					
令和16年度					
令和17年度					
令和18年度					
令和19年度					
令和20年度					
令和21年度					
令和22年度					
令和23年度					
令和24年度					
令和25年度					
令和26年度					
令和27年度					
令和28年度					

不燃残渣等処分業務委託費

※ 1. および 3. の具体的内容は運營業務委託契約書別紙 4 に準じることとするが、これと異なる内容を事業提案書に記載した場合には、落札者決定後において協議を行うことができる。

1. 不燃残渣等処分業務委託費の算定方法

2. 不燃残渣等処分業務委託費の支払方法

不燃残渣等処分業務委託費は、令和 9（2027）年 7 月 1 日から令和 29（2047）年 3 月 31 日までの 19 年 9 か月間にわたり、不燃残渣等処分業務の履行状況のモニタリング結果を踏まえ、毎月 1 回不燃残渣等処分企業に対して支払うものとする。

不燃残渣等処分企業は、運営事業者を通じて発注者に対し、不燃残渣等処分業務に係る月間業務完了報告書を翌月の 10 日までに提出し、発注者は提出を受けた日から 10 日以内に運営事業者を通じて、不燃残渣等処分企業に対し、この報告書の承諾について文書等により通知する。

不燃残渣等処分企業は、運営事業者に対し、不燃残渣等処分業務委託費を不燃残渣等処分企業に代わって請求及び受領する権限を付与するものとし、運営事業者は、発注者から上記通知を受けた後速やかに、同支払期に係る運營業務委託契約に基づく運営委託費の請求とあわせて、不燃残渣等処分業務委託費の請求書を発注者へ提出する。

発注者は、請求書を受理した日から 30 日以内に、運営事業者に対し、不燃残渣等処分業務委託費を支払うものとする。

運営事業者は、発注者からの不燃残渣等処分業務委託費の支払受領後速やかに、当該不燃残渣等処分業務委託費を不燃残渣等処分企業に支払うものとする。

発注者及び不燃残渣等処分企業は、発注者が不燃残渣等処分業務委託費を運営事業者を支払った時点で、発注者の不燃残渣等処分企業に対する不燃残渣等処分業務委託費の支払義務の履行が完了し、発注者が免責されることを確認する。

なお、不燃残渣等処分業務委託費のうち固定費は、毎月均等とする。変動費については、計画処理量に基づき毎月仮払いし、モニタリング結果を踏まえ、年度末に精算する。

3. 不燃残渣等処分業務委託費の改定方法

保 険

不燃残渣等処分企業は、以下の内容の保険に加入するものとする。

1. 不燃残渣等処分業務にかかる第三者損害賠償保険

保険の対象：不燃残渣等処分業務に伴う法律上の損害、賠償責任を負担することによって被る損害

保険契約者：不燃残渣等処分企業

被 保 険 者：広域連合、不燃残渣等処分企業

補償限度額：対人 1 名当たり最大 1 億円以上、1 事故当たり最大 10 億円以上
対物 1 事故当たり最大 1 億円以上

保 険 期 間：業務期間とする。

免 責 金 額：なし

2. [その他事業提案書による]

別紙 5

モニタリング及び不燃残渣等処分業務委託費の減額等

※具体的内容は運營業務委託契約書別紙 3 に準じることとするが、これと異なる内容を事業提案書に記載した場合には、落札者決定後において協議を行うことができる。